

電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表等 に係る監査上の取扱い

平成27年 3 月 31日

日本公認会計士協会

項番号

| | | |
|-----|----------------------------|----|
| I | 本実務指針の適用範囲 | |
| 1. | 適用範囲 | 1 |
| 2. | 背景 | 4 |
| II | 監査上の留意点 | |
| 1. | 監査契約の締結における考慮事項 | |
| (1) | 財務報告の枠組み及び受入可能性 | 10 |
| (2) | 監査の対象 | 13 |
| (3) | 完全な一組の財務諸表に対する監査との関係 | 15 |
| 2. | 監査の計画と実施における考慮事項 | |
| (1) | 重要性 | 16 |
| (2) | 後発事象 | 18 |
| (3) | 経営者確認書 | 20 |
| 3. | 意見の形成と監査報告における考慮事項 | |
| (1) | 強調事項とその他の事項 | 21 |
| III | 適用 | 23 |

付録

- 付録1 経営者確認書の文例（対象が基礎的電気通信役務損益明細表の場合）
- 付録2 監査報告書の文例（対象が基礎的電気通信役務損益明細表の場合）
- 付録3 基礎的電気通信役務損益明細表における注記例

《 I 本実務指針の適用範囲》

《 1. 適用範囲》

1. 本実務指針は、電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表、移動電気通信役務損益明細表、基礎的電気通信役務収支表、第一種接続会計財務諸表、及び第二種接続会計財務諸表のうち移動電気通信役務収支表（以下「明細表等」という。）に対し、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が実施する監査において、関連する監査基準委員会報告書の要求事項を適切に適用するために留意する事項を適用指針として取りまとめたものである。
2. 本実務指針の適用に際し、関連する監査基準委員会報告書は主に以下のとおりである。
 - ・ 監査基準委員会報告書 560「後発事象」（以下「監基報 560」という。）
 - ・ 監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」（以下「監基報 580」という。）
 - ・ 監査基準委員会報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
 - ・ 監査基準委員会報告書 800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」（以下「監基報 800」という。）
 - ・ 監査基準委員会報告書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」（以下「監基報 805」という。）なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準委員会報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準委員会報告書と併せて理解することが求められる（監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」第 21 項）。
3. 本実務指針は、明細表等の監査において、前項の監査基準委員会報告書の要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。

《 2. 背景》

4. 電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年 郵政省令第 25 号）（以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 郵政省令第 26 号）（以下「会計規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年 郵政省令第 91 号）（以下「第一種接続会計規則」という。）及び第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年 総務省令第 24 号）（以下「第二種接続会計規則」という。）（以下、施行規則、会計規則、第一種接続会計規則及び第二種接続会計規則を「会計規則等」という。）では、利用者料金算定の適正化、すなわち不当な内部相互補助の牽制・抑止、競争阻害的な料金決定の防止等の観点から、特定の電気通信事業者に対して会計等の規制を義務付けている。

5. 特定の電気通信事業者に対する会計等の規制に関しては、具体的には以下のとおりである。

- (1) 法で定める基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「基礎的電気通信役務提供事業者」という。）、指定電気通信役務を提供する電気通信事業者（以下「指定電気通信役務提供事業者」という。）及び法第30条第1項及び法第33条第2項に規定された電気通信事業者は、会計規則に基づく勘定科目の分類及び財務諸表の作成が求められ（法第24条、法第30条第5項、会計規則第5条、第19条）、財務諸表を総務大臣へ提出することが求められている（会計規則第17条、附則第3項）。また、財務諸表の提出の際、併せて、基礎的電気通信役務提供事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務提供事業者が作成する指定電気通信役務損益明細表及び法第30条第1項の規定により指定された電気通信事業者が作成する移動電気通信役務損益明細表が会計規則に基づいて適正に作成されていることの職業的に資格のある会計監査人（公認会計士等をいう。以下同じ。）による証明書を提出することが求められている（会計規則附則第3項）。
- (2) 法で定める適格電気通信事業者としての指定を受けようとする電気通信事業者及び適格電気通信事業者は、施行規則に基づく基礎的電気通信役務収支表の作成が求められ、当該収支表及び当該収支表の適正な作成を職業的に資格のある会計監査人が証明したことを示す書類を総務大臣へ提出することが求められている（法第108条第1項、施行規則第40条の3、第40条の4、第40条の5）。
- (3) 法で定める第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第一種接続会計規則に基づく勘定科目の分類及び接続会計財務諸表（以下「第一種接続会計財務諸表」という。）の作成が求められている（法第33条第13項及び第一種接続会計規則第6条）。また、当該電気通信事業者は、第一種接続会計財務諸表が、第一種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人による証明を得ることが求められ（第一種接続会計規則第11条）、計算結果証明及び第一種接続会計財務諸表を含む接続会計報告書を総務大臣へ提出することが求められている（第一種接続会計規則第10条）。
- (4) 法で定める第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二種接続会計規則に基づく勘定科目の分類及び接続会計財務諸表（以下「第二種接続会計財務諸表」という。）の作成が求められている（法第34条第6項及び第二種接続会計規則第6条）。また、当該電気通信事業者は、第二種接続会計財務諸表が、第二種接続会計規則に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人による証明を得ることが求められ（第二種接続会計規則第11条）、計算結果証明及び第二種接続会計財務諸表を含む接続会計報告書を総務大臣へ提出することが求められている（第二種接続会計規則第10条）。

6. 第二種接続会計財務諸表のうち、貸借対照表、損益計算書及び個別注記表については完全な一組の財務諸表に対する監査の対象となり、本実務指針の対象外である。
7. 明細表等に係る公認会計士等による証明書を発行する業務は、平成 21 年 8 月 5 日に日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）から公表された、業種別委員会実務指針第 43 号「電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表等に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」に準拠し、合理的保証業務として実施されていた。
8. その後、企業会計審議会は、平成 26 年 2 月 18 日付けで「監査基準の改訂に関する意見書」を公表し、特別目的の財務諸表、財務諸表を構成する個別の財務表及び財務諸表項目等に対する監査、並びに準拠性に関する意見の監査基準における位置付けを明確化した。これを受け、当協会は、平成 26 年 4 月 4 日に、監基報 800、監基報 805 及び関連する他の監査基準委員会報告書の改正を公表している。これらの改正に伴い、従来、合理的保証業務として実施されていた公認会計士等による証明書を発行する業務については監査として位置付けられることになった。
9. 本実務指針では、完全な一組の財務諸表に対する監査を担当する監査人と同一の監査人が明細表等に対する監査を実施することを前提としている。

《Ⅱ 監査上の留意点》

《1. 監査契約の締結における考慮事項》

《(1) 財務報告の枠組み及び受入可能性》

《① 特別目的の財務報告の枠組み》

10. 電気通信事業者が作成する明細表等に適用される財務報告に関する規則は、想定利用者である規制当局による利用者料金算定の適正化の監督上の要請等に対応するために設定された財務報告の枠組みに準拠して作成されるものであり、監基報 800 が適用される特別目的の財務報告の枠組みに分類される。

《② 準拠性の枠組み》

11. 電気通信事業者が作成する明細表等に適用される財務報告に関する規則は、個別の財務表の適正表示を達成するための追加開示の必要性の検討が行われることが求められていないことから、電気通信事業者が作成する明細表等に適用される財務報告の枠組みは準拠性の枠組みとなる。

《③ 財務報告の枠組みの受入可能性》

12. 監査人は、財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組みが受入可能なものであるかどうかを判断することが求められている（監査基準委員会報告書 210「監査業務の契約条件の合意」第 4 項(1)）。

電気通信事業者が作成する明細表等に適用される財務報告に関する規則は、規制当局が、監督上必要な事項を満たすように設定したものであり、このような法令により規定されている財務報告の枠組みは、反証がない限り、特定種類の企業が作成する特別目的の財務諸表のための財務報告の枠組みとして受入可能なものであると推定される（監基報 800 A6 項）。

《(2) 監査の対象》

13. 本実務指針における監査の対象となる明細表等は、それぞれ次のように企業活動の特定の側面を示す計算書である。
- ・ 基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表、移動電気通信役務損益明細表は、基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び移動電気通信役務に関する収支の状況を示す。
 - ・ 基礎的電気通信役務収支表は、基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況を示す。
 - ・ 第一種接続会計財務諸表は、第一種指定電気通信設備との接続に関する収支の状況を示す。
 - ・ 第二種接続会計財務諸表における移動電気通信役務収支表は、第二種指定電気通信設備との接続に関する収支の状況を示す。
14. 電気通信事業者が作成する明細表等は、完全な一組の財務諸表を構成する計算書ではなく、基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び移動電気通信役務に関する収支の状況、基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況、第一種指定電気通信設備との接続に関する収支の状況並びに第二種指定電気通信設備との接続に関する収支の状況という企業活動の特定の側面を対象とした明細表等であることから、それぞれ監基報 805 が適用される個別の財務表に該当する。

《(3) 完全な一組の財務諸表に対する監査との関係》

15. 明細表等は、電気通信事業者が作成する完全な一組の財務諸表の基礎となる会計帳簿及びその他の情報に基づき会計規則等に従い作成される。金融商品取引法又は会社法の規定により財務諸表が監査対象となっている場合、監査を担当する監査人によって明細表等に係る監査を行うことにより、当該監査におけるリスク評価手続及びリスク対応手続等の実施結果等の一部を利用することができると考えられる。すなわち、本実務指針による監査を効果的かつ効率的に実施するため、完全な一組の財務諸表に係る監査と一体として実施することになる。ただし、明細表等は会社の完全な一組の財務諸表とはその作成目的が異なること、基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表を作成する際に会計規則第16条第2項に定める配賦基準及び会計規則附則第3項の規定により総務大臣に提出す

る収益及び費用の配賦の基準及び手順を用いることになること、基礎的電気通信役務収支表を作成する際に施行規則第40条の3及び第40条の5の規定により総務大臣に提出する収益及び費用の配賦の基準を用いることになること、第一種接続会計財務諸表を作成する際に第一種接続会計規則第10条の規定により総務大臣に提出する接続会計整理手順書に準拠することになること、並びに第二種接続会計財務諸表を作成する際に第二種接続会計規則第9条の規定により総務大臣に提出する配賦整理書に準拠することになることから、これらの点を十分留意した上で監査の過程における監査証拠等を利用することとする。また、本実務指針による監査を実施するに当たり、完全な一組の財務諸表に対する監査とは異なるリスクが存在することに留意する。

《2. 監査の計画と実施における考慮事項》

《(1) 重要性》

16. 監査人は、電気通信事業者が作成する明細表等の監査において、監査基準委員会報告書の要求事項の適用に際して特別な考慮が必要なことがある。例えば、監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」第2項では、一般的に、ある事項に関する重要性の判断は、財務諸表の一般的な利用者が有する財務情報に対する共通のニーズを勘案して行われるとされている。しかし、特別目的の財務諸表の監査の場合、このような判断は、想定利用者の財務情報に対するニーズを勘案して行われることになる（監基報800 A10項）。したがって、電気通信事業者が作成する明細表等に対して決定される重要性の基準値は想定利用者である規制当局の監督上の要請等のニーズを勘案して行われることになる。
17. 個別の財務表又は財務諸表項目等に対して決定される重要性の基準値は、完全な一組の財務諸表に対して決定される重要性の基準値より小さいことがある（監基報805 A14項）。

ただし、電気通信事業者が作成する明細表等については、通常、想定利用者である規制当局により財務諸表と併せて利用されることが想定され、そのような場合には、明細表等に対して決定される重要性の基準値は、財務諸表の重要性の基準値と同じ水準で決定されることが考えられる。

《(2) 後発事象》

18. 後発事象とは、期末日の翌日から監査報告書日までに発生した事象をいう。本実務指針による監査においても、後発事象については、監基報560及び監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」に基づいて検討する。
19. 修正後発事象のうち金融商品取引法又は会社法の規定に基づき監査人が監査報告書を提出した後、明細表等に対する監査報告書提出日までに発生した重要な事象については、開示後発事象と同様に明細表等で開示され、明細表等に対する監査報告書にお

ける強調事項とすることの必要性を判断するものとする。

《(3) 経営者確認書》

20. 付録1に記載された経営者確認書の記載例は、監基報580における記載例を基に、本実務指針の対象とする明細表等に対する監査業務を前提として作成している。なお、文例は、状況に応じて適宜修正して使用する。

《3. 意見の形成と監査報告における考慮事項》

《(1) 強調事項とその他の事項》

21. 明細表等は特別目的の財務表であり、監査報告書には、監査報告書の利用者の注意を喚起するため、強調事項区分を設け、明細表等は特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成されており、したがって、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。監査人は、適切な見出しを付した区分を設けて当該事項を記載しなければならない（監基報800第13項、付録2参照）。
22. 監査人は、企業の完全な一組の財務諸表に対する強調事項又はその他の事項が、監査した明細表等と関連しない場合であっても、監査した明細表等に関する監査報告書についての利用者の理解に関連すると判断し、明細表等に対する監査報告書にその他の事項区分を設け、それらの事項を記載することが適切であると考えることがある（監基報805A17項、付録2参照）。

《Ⅲ 適用》

23. 本実務指針は、平成27年4月1日以後開始する事業年度に係る明細表等の監査から適用する。ただし、公表日（平成27年3月31日）以後に発行する監査報告書から適用することを妨げない。
24. 本実務指針の公表日（平成27年3月31日）をもって、業種別委員会実務指針第43号「電気通信事業者が作成する基礎的電気通信役務損益明細表等に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」は廃止する。ただし、公表日（平成27年3月31日）以後に前項の適用を開始するまでの期間に係る明細表等について本実務指針を適用しない場合は、従前の例によることとする。

以 上

《付録》

《付録 1 経営者確認書の文例（対象が基礎的電気通信役務損益明細表の場合）》

平成×年×月×日

〇〇監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿(注2)

〇〇株式会社

代表取締役 (署名)
(又は記名捺印)
財務・経理担当取締役 (署名)
(又は記名捺印)

本確認書は、当社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の基礎的電気通信役務損益明細表及びその注記（以下「明細表」という。）が、すべての重要な点において、電気通信事業会計規則（昭和 60 年 郵政省令第 26 号）（以下「会計規則」という。）及び附則第 3 項の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されているかどうかについて貴監査法人（注 2）が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記のとおりであることを確認します。（注 3）

記

明細表

1. 私たちは、平成×年×月×日付けの（平成×年×月期に係る）監査契約書に記載されたとおり、会計規則及び附則第 3 項の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して明細表を作成する責任を果たしました。明細表は、会計規則及び附則第 3 項の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成しております。
2. 明細表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みは、状況に照らして受入可能なものであると判断しております。
3. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない明細表を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。
4. 明細表は、会社法及び金融商品取引法の監査を受けた計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表を前提に作成しております。
5. 規制当局からの通告・指導等で明細表に重要な影響を与える事項はありません。
6. 明細表に重要な影響をもたらすような契約諸条項は、全て遵守しております。
7. 会計上の見積りを行うに際して使用した重要な仮定は、合理的であると判断しております。
8. 決算日後本確認書の日付までに発生した明細表に重要な影響を及ぼす事象は、全て

計上又は注記されております。(注4)

9. 明細表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等(注5)は全て、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会計規則に準拠して適切に処理又は注記されております。(注4)
10. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても明細表全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。(注4)
11. . . .

提供する情報

12. 貴監査法人(注2)に以下を提供いたしました。
 - (1) 記録、文書及びその他の事項等、明細表の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会
 - (2) 本日まで開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書
 - (3) 貴監査法人(注2)から要請のあった監査のための追加的な情報
 - (4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人(注2)が判断した、当社の役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会
13. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、明細表に反映されております。
14. 不正による明細表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人(注2)に示しております。
15. 当社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人(注2)に提供いたしました。
 - － 経営者による不正又は不正の疑い
 - － 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
 - － 上記以外の者による明細表に重要な影響を及ぼす可能性がある不正及び不正の疑い
16. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した明細表に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人(注2)に提供いたしました。
17. 明細表を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人(注2)に提示いたしました。
18. 明細表を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等(注5)又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人(注2)に提示いたしました。
19. . . .

以上

(注1) 上記文例は、監査業務の対象が基礎的電気通信役務損益明細表の場合であり、文例中の監査業務の対象等については監査業務の対象となる会社の作成する明

細表等に応じて適宜修正して記載する。

(注2)

① 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明であるときには、上記の記載例とする。

② 監査人が無限責任監査法人の場合で指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇殿

③ 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 〇〇〇〇殿

業務執行社員

④ 監査人が公認会計士の場合には以下とし、確認書本文中の「貴監査法人」を「貴殿」とする。

〇〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇殿

(注3) 監基報 580A4 項から A6 項に該当する場合には、以下のいずれかの文言への修正を考慮する。

- ・ 私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、下記のとおりであることを確認します。
- ・ 私たちは、適切な情報を入手するために必要であると考えた質問を行った上で、私たちが知り得る限りにおいて、下記のとおりであることを確認します。

(注4) 該当する事項がない場合には、その旨を記載する等適宜修正する。

(注5) 訴訟事件等とは、訴訟、賠償請求、更正、査定及び賦課並びにこれらに準ずる事象をいう。

《付録2 監査報告書の文例（対象が基礎的電気通信役務損益明細表の場合）》

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
指定社員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印
指定社員
業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

(注2)

当監査法人（注3）は、電気通信事業会計規則（昭和60年 郵政省令第26号）（以下「会計規則」という。）附則第3項の規定に基づき、〇〇株式会社の第×期事業年度（平成×年×月×日から平成×年×月×日まで）の基礎的電気通信役務損益明細表及びその注記（注4）（以下「明細表」という。）について監査を行った。

明細表に対する経営者の責任

経営者の責任は、会計規則及び附則第3項の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して明細表を作成することにある。また、明細表の作成に当たり適用される財務報告の枠組みが状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。経営者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない明細表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注3）の責任は、当監査法人（注3）が実施した監査に基づいて、独立の立場から明細表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注3）に明細表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、明細表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注3）の判断により、不正又は誤謬による明細表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注3）は、リ

スク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、明細表の作成に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め明細表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注3）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注3）は、上記の明細表が、すべての重要な点において、会計規則及び会計規則附則第3項の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されているものと認める。

明細表の作成の基礎

注記X（注4）に記載されているとおり、明細表は、〇〇株式会社が会計規則附則第3項の定めにより、総務大臣に提出するために、会計規則及び附則第3項の規定により総務大臣に提出する基準及び手順に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人（注3）の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

〇〇株式会社は、上記の明細表のほかに、平成×年×月×日をもって終了する事業年度について、会社法及び金融商品取引法の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書並びに財務諸表をそれぞれ作成しており、当監査法人（注3）は、これらに対して平成×年×月×日（会社法監査）及び平成×年×月×日（金融商品取引法監査）に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注3）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記文例は、監査の対象が基礎的電気通信役務損益明細表の場合であり、文例中の監査業務の対象や適用する法令等については監査の対象となる会社の作成する明細表等に応じて適宜修正して記載する。

(注2)

① 監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

〇〇監査法人

代表社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

② 監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

〇〇有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 印

③ 監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

〇〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

(注3) 監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注4) 明細表等における注記例については、付録3を参照する。

《付録3 基礎的電気通信役務損益明細表における注記例》

以下は、基礎的電気通信役務損益明細表（注）において注記することが望ましい項目の一例である。

1. 基礎的電気通信役務損益明細表の作成基準

本基礎的電気通信役務損益明細表は、電気通信事業会計規則（昭和60年 郵政省令第26号）に基づいて作成している。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則第15条に基づく別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦している。

3. . . .

. . . .

（注）上記注記例は、基礎的電気通信役務損益明細表の場合であり、監査の対象となる会社の作成する明細表等に応じて適宜修正して記載することが考えられる。